

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 6 月 30 日

木 曜 日

号 外(3)

## 目 次

訓 令	
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令	1

~~~~~

## 訓 令

~~~~~

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第 8 号

本 庁  
出先機関

#### 富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表生活環境文化部環境政策課の項部局長専決事項の欄第30号中「第16条」を「第12条」に改め、同欄第32号中「第23条第 1 項」を「第37条第 1 項」に改め、同欄第33号中「第24条」を「第38条」に改め、同項室課長専決事項の欄第 37号中「第14条」を「第11条」に改め、同欄第38号中「第17条」を「第24条」に、「第18条」を「第25条」に改め、同表土木部港湾課の項部局長専決事項の欄第 1 号中「第37条の 3 第 1 項」を「第37条の11第 1 項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 の 1 の表生活環境文化部環境政策課の項部局長専決事項の欄第32号

及び第33号の改正規定 公表の日

- (2) 別表第 2 の 1 の表土木部港湾課の項部局長専決事項の欄第 1 号の改正規定  
平成28年 7 月 1 日

(人 事 課)